

亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第8号

亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を改正する条例

亀山市石水溪キャンプ場施設条例（平成17年亀山市条例第120号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><u>（休場）</u></p> <p>第5条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、<u>臨時にキャンプ場施設を休場することができる。</u></p>	<p><u>（利用期間）</u></p> <p>第5条 <u>キャンプ場施設の利用期間は、4月1日から10月31日までとする。</u></p> <p>2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、<u>前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、同項に規定する利用期間を変更することができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。